

高松市告示第 5 2 8 号

景観法（平成 1 6 年法律第 1 1 0 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく高松市景観計画の一部を変更したので、同法第 9 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により、次のとおり告示し、当該計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 8 年 9 月 3 0 日

高松市長 大 西 秀 人

1 景観計画の名称

高松市景観計画

2 高松市景観計画の一部変更の日

令和 8 年 9 月 2 5 日

3 景観計画の変更の概要

（1） 景観形成重点地区（サンポート高松周辺地区、玉藻公園周辺地区）の指定

4 施行期日（効力の発生する日）

令和 9 年 1 月 1 日

5 縦覧場所

高松市都市整備局都市計画課

6 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（市の休日を除く。）